

相模原市

がん患者ウィッグ 購入費助成事業

相模原市では、がんの治療による症状でウィッグが必要になり、購入された人へ購入費用の一部を助成します。

Check!

助成の対象となるもの

令和3年4月1日以降に購入したウィッグ本体、部分ウィッグ、装着時に皮膚を保護するネット及び帽子、材料を購入して作成した場合の材料費

助成の対象となる人 次のすべてに当てはまる人

- 1 申請日時点で相模原市の住民基本台帳に記載されている人
- 2 抗がん剤治療等に伴う副作用から生じた脱毛症状によりウィッグが必要な人
- 3 他でウィッグ購入費用の助成を受けていない人
- 4 市民税に滞納がない人

助成金額

ウィッグ購入費用の1/2 または 30,000 円のいずれか低い額

問い合わせ：相模原市保健所 健康増進課 042-769-8322

相模原市

がん患者ウィッグ 購入費助成事業

申請に必要な書類

- 1 相模原市がん患者ウィッグ購入費助成金交付申請書
- 2 ウィッグ購入金額の明細がわかる書類
- 3 抗がん剤治療等を証明する書類のコピー
(同意書、診療明細書、治療方針計画書、お薬手帳など)
- 4 納税証明書
- 5 助成対象者以外の者が申請者となる場合は、委任状
- 6 振込先口座の口座番号がわかる通帳等のコピー

※他にも必要な書類がある場合もあります

ホームページから申請書等がダウンロードできます。
「相模原市 ウィッグ」で検索するか、QRコードから
アクセスしてください。

相模原市 ウィッグ

検索



申請方法

令和3年4月1日以降ウィッグを購入した日から、
1年以内であれば申請できます。
必要書類を下記まで提出してください。郵送も可能です。

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市保健所 健康増進課

ウィッグ購入費助成担当

